厚生労働大臣 武見 敬三 殿

長野県保険医協会 会長 宮沢 裕夫

「誰一人取り残されない」ために健康保険証の存続を要望します

12月2日の健康保険証の新規発行廃止まで2ヶ月余りとなりましたが、8月のマイナ保険証利用率は12.43%と未だに低迷しています。

長野県保険医協会が7月に行った高齢者・障がい者施設へのアンケートによると、約7割の施設でマイナンバーカードを管理できず、うち6割が暗証番号なしマイナでも管理ができないと回答しています。また、マイナンバーカードの代理申請においても意思確認が難しく手間と労力がかかり、施設対応は難しいとの回答でした。

政府はマイナ保険証を持たない人に対して「資格確認書」をプッシュ型で発行するとしていますが、法令上は申請主義によるもので、プッシュ型での発行はあくまでも「当分の間」とされています。

福祉施設・支援団体向けマイナンバーカード取得・管理マニュアルには、資格確認書の申請については、施設等職員が利用者に「資格確認書」の申請希望等をあらかじめ確認した上で、施設に代理申請も可能との記載となっていますが、「資格確認書」の代理申請においても施設対応は難しいことは明らかです。政府はデジタル化を進めるにあたって、「誰一人取り残されない」と説明していますが、配慮が必要で一番に考えなければいけない、介護度の高い方々や心身に障がいを持つ方々のことを置き去りにしています。

また、長野県内自治体の資格確認書発行に関するアンケートでは、マイナ保険証の有効期限を把握できていない自治体が8割超もあり、16自治体が申請のあった方のみに「資格確認書」を発行すると回答しています。マイナンバーカードを強引なまでに推進しようとしている政府方針により、自治体は振り回され混乱をしています。

「資格確認書」の内容は現行の健康保険証と何ら変わらないことから、新たな発行に手間と費用をかけず、現行の健康保険証を存続させればよいだけです。現行の健康保険証を廃止することについて、厚生労働省が行ったパブリックコメントには53,028件の意見が提出されただけでなく、全国18地方紙合同アンケートでも「現行の健康保険証を残してほしい」意見が8割余りとなっています。

現行の健康保険証を残すことが多くの国民の民意であることから、「誰一人取り残されない」ために健康保険証廃止を見直し存続を求めます。